

豊田市災害時要援護者 支援体制の整備について (概要)

1 目的

近隣住民の互助により、災害時における災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域内で安心して生活できる環境を整備する。（在宅支援の一環）

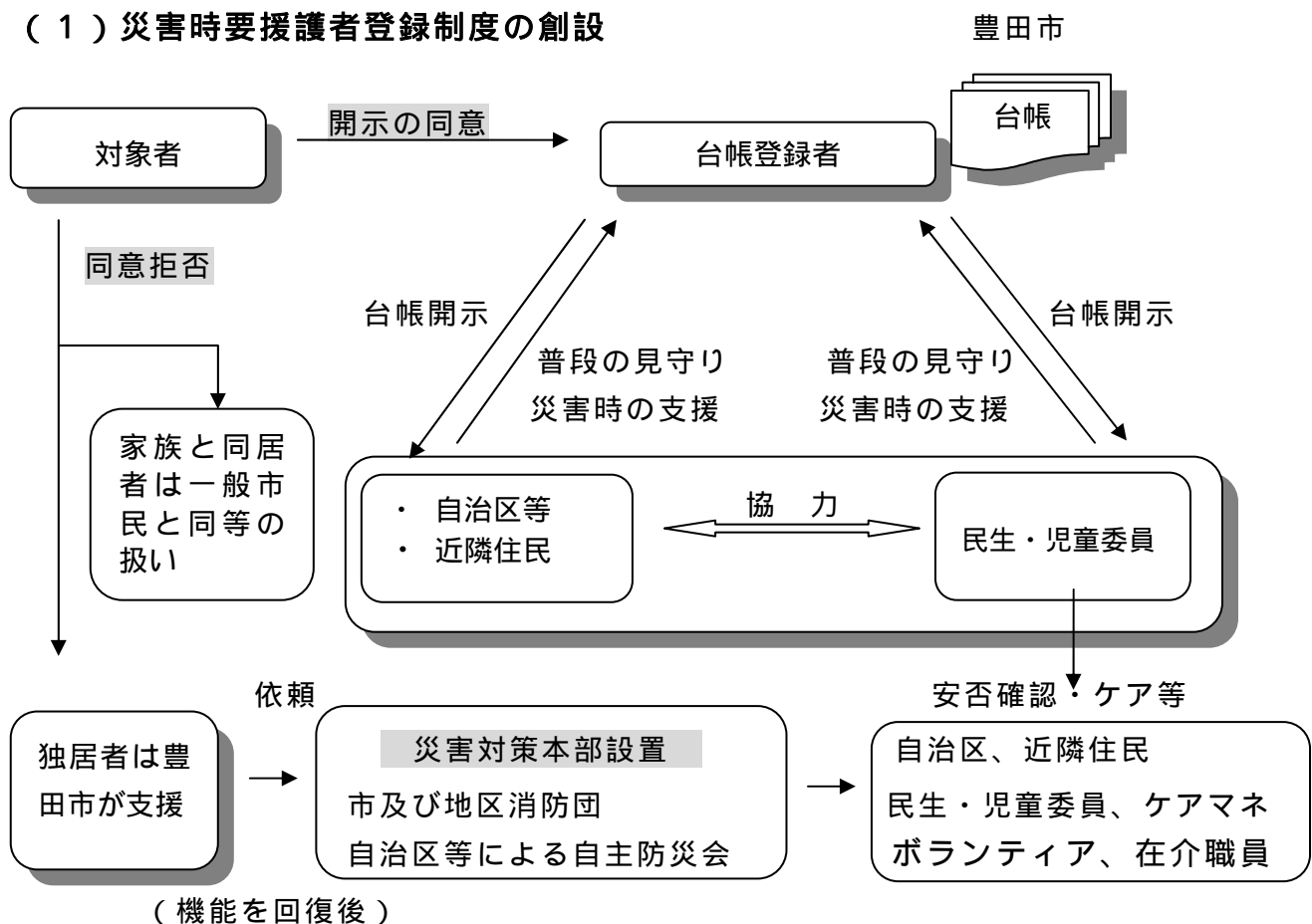
2 対象者

(H16.10.1現在)

	該当者	人数
1	介護保険の要介護3～5の認定者のうち居宅介護の者	1,078人
2	ひとり暮らし高齢者登録者	1,088人
3	在宅重度心身障害者の認定者	477人
4	表中1から3に準じるもの（潜在要援護者、難病患者を含む）	不明
	合計	2,643人

3 支援体制の確立

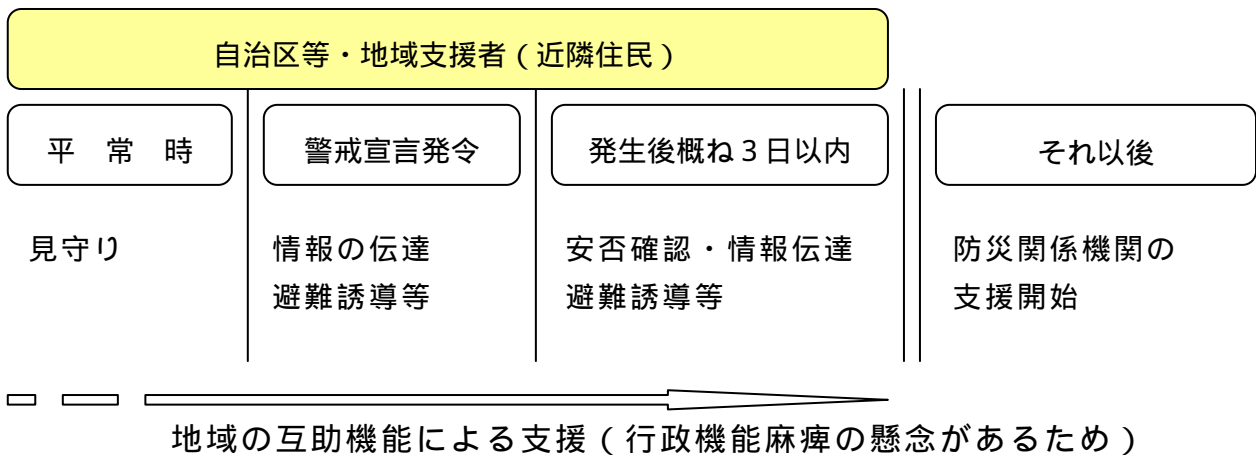
(1) 災害時要援護者登録制度の創設



<手順>

- ア 対象者に個人情報開示の同意確認を行い、同意を得た人を「災害時要援護者登録台帳」に登録する。
- イ 情報開示の同意確認は、「2対象者」のうち、「1」と「3」については豊田市が、「2」については民生・児童委員が行い、自治区は上記に準じた潜在要援護者の掘り起こしを行う。
- ウ 台帳は民生・児童委員、自治区あるいは自主防災会（以下自治区等と言う。）の役員及び隣接する人々（組等）に開示する。
- エ 地域支援者については、自治区等において隣接する人々（組等）から複数名（2～4名程度）選出し、見守りの主役になっていただく。地域支援者の選任が難しい場合は、組単位での見守りとし組長等に支援をお願いする。
- オ 情報開示の拒否者については、豊田市が機能を回復できしだい支援する。
- カ 台帳の追加、更新、削除については豊田市が行う。
- キ 高齢者の相談窓口である在宅介護支援センターは、民生・児童委員と協力し、「ひとり暮らし高齢者の登録制度」にあわせ、「災害時要援護者登録制度」の説明と登録への誘導に努める。

(2) 自治区等・地域支援者（近隣住民）に期待される支援の時期と内容



(3) 地域支援体制の強化と継続

- ア 支援体制の継続と、非常時の有効性強化のため、自主防災会の防災訓練に要援護者、地域支援者、民生・児童委員が参加・協力して訓練を継続的に行う。
- イ 自治区は「災害時要援護者登録台帳」の内容見直しを各年度末に実施し、制度の継続性と意識の高揚を図るとともに、合わせて役員交替時の引継ぎ資料として活用する。

4 活動内容

- ・ 1月.....自治区長、民生・児童委員合同の説明会開催
- ・ 2月.....要援護者の同意確認

- ・ 2月.....広報とよた、自治区回覧による制度紹介と要援護者の募集
- ・ 3月.....台帳整理
- ・ 5月～6月.....自治区長に説明会開催
自治区において登録名簿の確認と「地域支援者」の選任
- ・ 8月.....自治区、民生・児童委員に「登録台帳」配布
要援護者と地域支援者にパンフレットを配布
- ・ 12月.....民生・児童委員一斉改選に伴い、登録台帳の修正・差替え
新任民生・児童委員に登録制度を説明
- ・ 3月.....登録内容の確認と自治区における事務引継ぎ（役員交替）
228自治区

5 コミュニティネットワーク構築・強化の糸口に

災害時要援護者は、災害時ならずとも普段の生活の中で周囲の見守りが必要な方たちが多く、災害時要援護者の支援体制を整備する中で、要援護者を見守るためのコミュニティネットワーク構築の促進に繋げる。

自治区、民生・児童委員、行政の行動マニュアル

下表中、豊田市の行動マニュアルにおいて特に所管の指定のないものは高齢福祉課、障害福祉課、両課にまたがるもの。

(1) 災害時要援護者登録台帳（以下「登録台帳」という。）作成時

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
自治区	<p>自治区回覧等により、台帳登録者の募集を行う。（希望者は直接市へ申請する。）</p> <p>市から送付された登録台帳のうち、地域支援者の選定がされていないものについては、組の中から（できるだけ近いほうが良い）意思確認のうえ2～4人を選定する。</p> <p>選定した地域支援者については、制度の趣旨を説明し登録台帳を開示したうえで普段からの見守りや、災害時の支援に心がけるようお願いする。</p> <p>地域支援者の氏名、住所、電話番号を市へ報告する。</p> <p>地域支援者の選定が難しい場合は、組全体を地域支援者と考えて支援体制づくりを行い、市へは組名のみを報告する。</p> <p>その場合、情報開示は本人の不利益や心配をできるだけ少なくするため、組内等必要最小限にとどめる。</p>
民生・児童委員	<p>ひとり暮らし高齢者を訪問し、登録台帳への登録と、本人情報の事前開示に関する同意の意思確認を行う。</p> <p>登録の同意者については、地域支援者を誰にするか希望を聞く。</p> <p>希望のあった地域支援者については、地域支援者本人に制度の趣旨を説明し理解を得たうえで普段からの見守りや、災害時の支援をお願いする。</p> <p>同意確認の結果及び地域支援者の氏名、住所、電話番号を市へ報告する。</p> <p>その他、普段の活動の中で、台帳登録希望者の発見に努める。</p> <p>台帳登録希望者を発見した場合は、申請書の記入をお願いし申請人または民生・児童委員の手で市へ提出する。</p>
豊 田 市	<p>介護保険の要介護3～5の認定者に対し、ダイレクトメールにて登録台帳への登録及び台帳の事前開示に関する同意の確認を行う。（高齢福祉課）</p> <p>在宅重度心身障害者認定者に対し、ダイレクトメールにて登録台帳への登録及び台帳の事前開示に関する同意の確認を行う。（障害福祉課）</p> <p>同意者の台帳を3部作成し、自治区、民生・児童委員に1部ずつ配布し、残り1部は市が保管する。</p> <p>自治区回覧や民生・児童委員活動から発見された新たな対象者について台帳を作成し、それぞれ自治区、民生・児童委員へ配布する。</p>

(2) 平常時

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自治 区	自治区	<p>新たな登録希望者の発見に努める。</p> <p>登録希望者には、市への申請を勧める。</p> <p>登録者に対しては、地域支援者または組を中心とした近隣住民により普段からの見守り体制の強化に努める。</p> <p>(夏祭り等の自治区主催事業への参加を促して閉じこもりを防いだり、普段から安否を気遣ったりするなど。)</p> <p>自主防災会、民生・児童委員等と連携し、防災訓練を利用し、登録者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、非常時に備える。</p>
	地域支援者(近隣住民)	<p>自分の担当の登録者に対し、普段からできる範囲での見守りを行う。</p> <p>(機会を見つけ、本人あるいは家族等と話し合い、本人の身体状況、家の建築年月、避難先、避難経路等について話し合い、非常時にどのような方法で支援ができるか確認しておく。)</p> <p>登録者とともに防災訓練に積極的に参加し、情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い非常時にとるべき行動を確認する。</p>
民生・児童委員		<p>新たな登録希望者の発見に努める。</p> <p>新たな登録希望者を発見した場合は、地域支援者を見つけるとともに申請書の記入をお願いし市へ提出する。</p> <p>自主防災会の主催する防災訓練に参加し、地域支援者から登録者の状況報告を受ける訓練等を行い非常時の対応に備える。</p>
豊 田 市		<p>新規の要介護3～5の認定者、ひとり暮らし高齢者登録者、在宅重度心身障害者認定者については、申請時に同意の意思確認を行う。</p> <p>新たな登録者については台帳を作成し、自治区及び民生・児童委員に配布する。</p> <p>登録内容の変更等に関しても、新たな台帳を作成し自治区及び民生・児童委員に配付し差し替えをお願いする。(死亡及び転出については情報を提供し台帳破棄をお願いする。)</p> <p>自主防災会主催の防災訓練等を支援する。(防災対策課) 補助金、訓練マニュアルの提供等により支援する。</p>

(3) 警戒宣言発令時(東海地震)

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自治 区	自治区	<p>地域支援者等から、地区内登録者の情報収集に努める。</p> <p>状況が把握できない登録者に対しては、引き続き地域支援者、民生・児童委員等と協力し、安全な状況にあるか状況の把握に努める。状況によっては避難の呼びかけや誘導等行う。</p> <p>(自宅の着工時期が昭和56年6月以降)自宅の家具のない部屋で待機 (それ以前の場合や不明の場合)極力安全な広場等への避難をすすめる</p>

地域支援者（近隣住民）	<p>登録者に対する安全確認に努め、状況によっては避難の呼びかけや安全な場所への誘導等を行う。</p> <p>避難に関する判断は自治区の場合と同じ。</p> <p>自治区及び民生・児童委員に要援護者の現在の居所、現況等を報告する。</p>
民生・児童委員	<p>地域支援者及び自治区と協力し、担当地区内登録者の情報把握に努める。</p> <p>地域支援者と連絡が取れないなど、状況が把握できない登録者に対しては自治区と協力し、引続き状況把握に努める。</p>
豊田市	<p>ひまわりネットワーク、広報車、ファクス等様々な伝達媒体を駆使した情報伝達を実施する。（災害対策本部）</p>

（４）地震発生直後

区分		行動マニュアル
自治区	自治区	<p>自治区内登録者の情報収集に努める。（民生・児童委員が市へ登録者の状況報告をできない状況にある場合は、代わって市へ報告する。）</p> <p>地域支援者と連絡が取れないなど、状況が把握できない登録者に対しては自治区民、民生・児童委員と協力し、引続き状況把握、避難誘導等に努める。</p>
	地域支援者（近隣住民）	<p>自分自身及び家族の安全を確認すると同時に、登録者の安否確認を行う。</p> <p>登録者の家屋が被災している場合は、他の近隣住民と協力し救助活動を行うと共に消防署、市の災害対策本部へ連絡する。</p> <p>無事であり避難が必要な状況であれば、避難所まで避難誘導を行う。</p> <p>避難所については指定避難場所（最寄の小中学校等）、福祉避難場所（20交流館）、社会福祉施設等種類があるが、指定避難所での避難が困難と思われる場合は市へ相談する。</p> <p>避難、自宅待機等、登録者の現況を、自治区、民生児童委員、市の災害対策本部の順に連絡できるところに連絡する。</p>
	民生・児童委員	<p>地域支援者等や自治区と協力して、担当地区内登録者の状況を把握し市へ連絡する。</p> <p>状況が把握できない登録者に対し、引き続き自治区等と協力し、状況把握、避難の呼びかけ、避難誘導等に努める。</p>
	豊田市	<p>自治区、民生・児童委員、一般市民からの情報提供や問合せ、要望等に可能な限りの対応を行う。</p> <p>福祉施設等の被害状況を確認し必要な支援を行うとともに、ショートステイ等の対応が可能かどうか状況を調査し、市民からの要望に備える。</p> <p>状況が落ち着いたところで、自治区、民生・児童委員、市の避難場所対策班員等に問い合わせ、登録者の安否確認を行う。</p>

これから以降は、市も機能が回復していると思われるため、自治区(地域支援者を含む。)については参考までに、模範的な活動例が示してあります。また、民生・児童委員については委員の立場としての固有業務が示してあります。

(5) 避難場所における対応

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自治 区	自治区	自治区避難民の避難生活を把握し、要望等市へ連絡するよう努める。
	地域支援者(近隣住民)	1市民として、できる範囲で市の避難場所運営班、民生・児童委員の活動に協力する。
民生・児童委員		登録者の避難生活の現状確認に努め、避難場所の移動や困りごと等、避難場所運営班を通じて市へ連絡する。 登録者の相談相手となるなど、ケアに努める。
豊 田 市		避難者の情報把握に努め、災害対策本部への連絡または適切な措置を行う。(避難場所運営班) 避難場所運営班からの連絡や要請を受け、登録者の他の避難場所への移動や緊急物資の支援等を行う。

(6) 発生してしばらく後

《災害収束時(災害が軽微ですぐに避難所から帰宅できる場合)》

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自治 区	自治区	登録者の順調な帰宅に気を配る。 地域支援者から登録者である避難者の帰宅確認を行う。
	地域支援者(近隣住民)	登録者の帰宅先の安全確認を行うとともに帰宅の手助けを行う。 帰宅したことを自治区に報告する。
民生・児童委員		避難場所にて市の避難場所運営班員、近隣住民等と協力して避難者の帰宅支援を行う。 登録者の避難者全体の帰宅確認を行い、市へ報告する。 自宅に戻った登録者のその後のケアに務める。
豊 田 市		避難者全体に気を配り、必要な人には帰宅の支援を行う。(避難場所運営班) 自治区、民生・児童委員、避難場所運営班等と連絡をとり、登録者の全員の帰宅を確認する。

(7) 発生してしばらく後

《発生2～3日後(避難が長期化する場合)》

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自 治 区	自治区	自治区民の避難生活を把握し、要望等市へ連絡するよう努める。
自 治 区	地域支援者(近隣住民)	必要に応じて、登録者の指定避難所等から社会福祉施設等への移動を支援する。(行政及び社会福祉施設との連携によりできる範囲で)
民生・児童委員		登録者のよき相談相手となり、避難場所運営班員を通じて困りごとなど市へ連絡し、避難生活の改善に努める。
豊 田 市		避難者全体の情報把握に努め、本部への連絡または適切な措置を行う。 (避難場所運営班) 避難場所運営班あるいは一般市民からの連絡や要請を受け、必要に応じて登録者の福祉施設への緊急ショートのリクエスト、その他困難者への緊急物資の支援等を行う。 長期避難に備え、状況により仮設住宅等の確保を行う。(住宅課等)

災 害 時 要 援 護 者 登 録 台 帳

記載例

作成 H 年 月 日 廃止 H 年 月 日 (理由)

自治区名	西町自治区	民生委員 氏名		TEL	-
				FAX	-
災害時要援護者《高齢要介護者・ひとり暮らし高齢者・障害者・その他()》					
住所	豊田市西町3-60			TEL	31-1212
氏名					
	豊田 太郎		(男・女)	生年月日	大正 10年 10月 10日
緊急時家族等の連絡先(ひとり暮らしの場合のみ)					
氏名	豊田 一郎	続柄	(子)	TEL	052
氏名	豊田 次郎	続柄	(弟)	TEL	0565
家族構成(本人含む)			住宅の着工時期		
2 人			昭和56年5月31日より(以前 以後 不明)		
特記事項					
本人は要介護4で1人では歩行が困難。妻と2人暮らしであるが老夫婦世帯であるため、緊急時の避難には第3者の手助けが必要である。					
(必要な保健・医療・福祉サービス)					
人工透析を受けている。					
地域支援者(助け合う仲間) 自治区記入			地域支援者(助け合う仲間)		
住所	豊田市西町3-		住所	豊田市西町3-	
氏名	三好 太郎		氏名	藤岡 一郎	
TEL			TEL		
地域支援者(助け合う仲間)			地域支援者(助け合う仲間)		
住所			住所		
氏名			氏名		
TEL			TEL		
組 名					
組					

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

豊田市長 鈴木 公平

記載要領

- 1 自治区名 災害時要援護者の所属する自治区名を記入。
- 2 民生委員氏名 災害時要援護者を担当する民生委員の氏名及び電話番号を記入。
- 3 災害時要援護者 下記を参考にして、高齢要介護者・ひとり暮らし高齢者・障害者・その他の該当箇所を で囲むとともに、本人の住所、電話番号、氏名、男女別、生年月日を記入。
 - ・高齢要介護者...介護保険の要介護認定者及びこれに準ずる方。
 - ・ひとり暮らし高齢者...ひとり暮らし高齢者等登録者に未登録の独居者も含む。
 - ・障害者...すべての心身障害者の方。
 - ・その他...上記以外の方。()内には理由を記入。緊急時家族等の連絡先はひとり暮らしの場合にのみ記入。
- 4 家族構成 本人を含んだ同居家族の人数を記入。
- 5 住宅の着工時期 該当するものを で囲む。
- 6 特記事項 本人の状況、家族の状況等災害時に参考になる事項を記入。
- 7 地域支援者 本人の所属する自治区の組の方等近くにお住まいの方々に趣旨を説明し、(助け合う仲間) 合意の上で支援者を2名以上記入。
- 8 組名 本人の所属する組名を記入。

災害時メモ

年 月 日 記入
年 月 日 記入
年 月 日 記入

災害時要援護者登録に同意された方へ

このたびは、災害時要援護者登録制度に登録の同意をいただき、誠にありがとうございました。

この制度は、登録の同意をされた方の台帳を作成し、普段から自治区や自主防災会、民生・児童委員の皆さんにお見せし、本人の周りにお住まいの皆さんに見守っていただく体制を整え、災害の発生が予想される時には危険が迫っていることの連絡や、一緒に避難してもらうなどの支援をいただくことを目的としています。

しかし、登録したからといって、必ず助けていただけると決め込んで待っているだけではいけません。自分から周りの人々といつも良い関係をつくるよう努力していただくことが必要です。また、災害時には助けてくれると思っている近所の皆さんも、どのような事情が発生しているかわかりません。自分の身は自分で守るという考えで次のことに心がけましょう。

心がけていただきたいこと

- ・ 自治区及び地域支援者（助け合う仲間）、隣近所との仲の良い人間関係を保つよう努力しましょう。
- ・ 防災訓練への参加の呼びかけがあった時は、できるだけ参加しましょう。
- ・ 災害に備えて、自分のできることは自分で行うよう心がけましょう。
- ・ 災害の発生が予想される時、または発生した時には地域支援者へ自分から連絡するよう努力しましょう。

自分の身は自分で守るという心がけをいつも持ちましょう。

【問合せ】豊田市役所福祉保健部

（高齢者の方）高齢福祉課	長寿支援担当	電話 3 4 - 6 6 3 4
（障害者の方）障害福祉課	支援担当	電話 3 4 6 7 5 1

地域支援者（助け合う仲間）になられる方々へ（お知らせ）

1 災害時要援護者とは

災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方々です。

具体的には、在宅の「心身が不自由な高齢者や障害者」の方々、家族の支援が受けられない「ひとり暮らしの高齢者」などが想定されます。

豊田市では、災害時要援護者（以下要援護者と言う。）の登録制度を発足させ、近隣社会の互助により、登録者に対する普段からの見守り及び災害時の支援を行っていく体制づくりをしていきたいと考えています。

2 地域支援者（助け合う仲間）とは

要援護者に対する普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合及び発生した時に災害に関する情報を伝えたり一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく方です。

いざという時すぐに支援ができるように、要援護者の隣近所の方々にお願いしたいと考えています。責任を伴うものではありません。普段からのより良い近所付き合いに心がけ、その中で支援していただければ結構です。

なお、普段からのお付き合いの中で、要援護者ご本人がどのような健康状態なのか等、非常時の支援に役立つような情報収集に心がけていただくようお願いいたします。

3 台帳の開示

災害時要援護者登録台帳は、裏面にある「台帳の見本」の内容で自治区及び民生・児童委員に配布されます。そして、自治区及び自主防災会の役員、地域支援者（助け合う仲間）等必要最小限の方々に情報提供され、災害時の支援に役立てられます。

4 注意事項

要援護者の情報（台帳の内容）は、地域支援者の方々にも提供されますが、個人情報になりますので、取り扱いにご注意ください。

5 連絡

転居等、地域支援者（助け合う仲間）の役割が果たせないような状況が発生した場合は下記までご連絡下さい。

【連絡先】 豊田市役所福祉保健部 高齢福祉課
電話 34 - 6634

裏面 災害時要援護者登録台帳

台帳の見本

作成 H 年 月 日 廃止 H 年 月 日 (理由)

自治区名	西町自治区	民生委員 氏名		TEL	-
				FAX	-
災害時要援護者《高齢要介護者・ひとり暮らし高齢者・障害者・その他()》 住所 豊田市西町3-60 TEL 31-1212					
氏名					
豊田 太郎 (男・女) 生年月日 大正 10年 10月 10日					
緊急時家族等の連絡先(ひとり暮らしの場合のみ)					
氏名 豊田 一郎 続柄(子) TEL 052					
氏名 豊田 次郎 続柄(弟) TEL 0565					
家族構成(本人含む)			住宅の着工時期		
2 人			昭和56年5月31日より(以前 以後 不明)		
特記事項 本人は要介護4で1人では歩行が困難。妻と2人暮らしであるが老夫婦世帯であるため、緊急時の避難には第三者の手助けが必要である。 (必要な保健・医療・福祉サービス) 人工透析を受けている。					
地域支援者(助け合う仲間) 自治区記入			地域支援者(助け合う仲間)		
住所 豊田市西町3-			住所 豊田市西町3-		
氏名 三好 太郎			氏名 藤岡 一郎		
TEL			TEL		
地域支援者(助け合う仲間)			地域支援者(助け合う仲間)		
住所			住所		
氏名			氏名		
TEL			TEL		
組名					
組					

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

豊田市長 鈴木 公平

災害時における「要援護者」の地域支援について（お願い）

日頃は自治区活動にご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

豊田市においては東海地震などの巨大地震等の発生に備えた防災対策の強化が急務であることから、この度、高齢者や障害者を災害から守る「災害時要援護者登録制度」が開始となりました。

当、竹下自治区においても、下記の皆様がこの制度を利用したいと登録の申し込みがありました。

そこで自治区としては下記の皆様に対し、地域の中で「普段からの見守り」と「災害が発生した時に支援が得られる体制」を整え、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えていきたいと思えます。

趣旨をご理解いただき、該当者に対しては「組単位」で見守っていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

見守っていただく方

様

組で対応

制度の概要

- ・ **災害時要援護者登録制度**とは、災害時に家族などの援助が困難で、何らかの助けを希望する人の台帳を市が整備します。ただし、台帳への登録は、非常時に備えてその内容を地域の人たちに開示することに同意する人としします。作成した台帳は、自治区長、民生児童委員等へ開示し、普段からの見守りと災害が発生した時に支援が得られる仕組みづくりを自治区で行います。これは、消防・行政機能が機能しない事態を想定しています。
- ・ **災害時要援護者**とは、介護が必要な高齢者（介護保険の要介護3～5の認定者のうち、在宅で介護を受けている人）、ひとり暮らしの高齢者、障害者等で、支援を求めておられる方々が対象です。

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等 を使用することについて（協定概要）

- 1 目的 指定避難場所（学校の体育館等）、福祉避難所（各地区交流館）等では避難生活
が困難と思われる方々（以下「要援護者」という。）の避難施設として民間社会福
祉施設等を利用できる体制を整備することにより、災害時における要援護者の安心
できる生活環境を確保する。
- 2 方法 豊田市と各社会福祉法人及び医療法人との間で、災害時において要援護者のため
の避難施設として民間社会福祉施設等を使用するための協定書を締結。

3 締結先

高齢者施設 11施設、 障害者施設 6施設、 合計 17施設

法人名	施設名	施設所在地	施設の種類	締結日
(社福)福寿園	豊田福寿園	高町東山 7-46	特別養護老人ホーム	平成16年1月19日
	みなみ福寿園	永覚新町 5-194	"	平成16年1月19日
(社福)恩賜財団 愛知県同胞援護会	とよた苑	野見山町 5-80-1	"	平成16年3月10日
	サンホーム豊田	"	知的障害者更正施設	平成16年3月10日
(社福)徳永会すばる	すばる	本新町 7-50-7	特別養護老人ホーム	平成16年3月8日
(社福)みどりの里	豊水園	今町 5-40-1	"	平成16年3月8日
(医)寿光会	豊田老人保健施設	川田町 1-36	介護老人保健施設	平成16年3月16日
トヨタ自動車 健康保険組合	老人保健施設 ジョイステイ	平和町 1-1	"	平成16年3月16日
(医)豊成会	老人保健施設 ウェルビー	昭和町 1-1	"	平成16年3月10日
(医)豊和会	老人保健施設 かずえの郷	和会町東郷 148	"	平成16年3月9日
	ビブレ	広美町郷西 73-1	精神障害者生活訓練施設	平成16年3月1日
(社福)とよた光の里	光の家	高町東山 7-44	身体障害者療護施設	平成16年1月19日
"	ひかりの丘	宝町玉泉 102-7	身体障害者福祉ホーム	平成16年1月19日
(社福)無門福祉会	無門学園	高町東山 7-43	知的障害者更正施設	平成16年3月1日
(医)研精会	サン・ドーム	保見町横山 100	精神障害者福祉ホーム	平成16年3月1日
(社福)豊田みのり 福祉会	豊田みのり園	中根町男松 14	特別養護老人ホーム	平成16年4月15日
(医)豊和会	介護老人保健施設 さなげ	浄水町原山 1-54	介護老人保健施設	平成16年5月11日

は障害者施設

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、豊田市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人みどりの里(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(1) 介護保険の要介護認定者

(2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム 豊水園

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成16年3月8日

(甲) 豊田市西町三丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 鈴木 公平

(乙) 豊田市今町5丁目40番地1

社会福祉法人 みどりの里

理事長 成瀬 忠美

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第1条第1項 (避難を余儀なくされた場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・ 介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 ・ その他これに準ずると認められる場合
第3条第2項 (できる限り受託)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。
第6条第1項 (自施設への移送)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
第7条第2項 (介護支援者の確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師、介護員等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
第8条第1項 (経費の負担)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第9条 (受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ可能人員(定員を超えて受け入れることができる人員) ・ 施設で確保できる支援者数(各法人の現状のボランティア数からの推定数) ・ 必要物資等(受入人員から想定して必要となる物資等の数量)
第9条 (あらかじめ協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
第11条 (疑義の解決)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疑義の協議事項は、文書により残すものとする。